

非常勤講師（時間講師）

東京都では、各学校における事情により時間講師の方に授業を担当していただいています。令和2年度より、時間講師の身分上の取扱いは、一般職の地方公務員（会計年度任用職員）となりました。時間講師の職務内容は、児童・生徒に対する学習指導であり、校長の学校経営方針やカリキュラムに沿って正規教員と同様に授業を行います。学級担任や校務分掌は担当しないため、自身のライフスタイルに合わせた働き方も可能です。

これまで培ってきた教員経験を生かし、授業のスペシャリストとして時間講師という職も考えてみてはいかがでしょうか。

（1）応募方法

令和2年度より、時間講師は会計年度任用職員となりました。それに伴い、公募による選考を実施します。応募方法については、10月頃に東京都教育委員会のホームページで詳細の御案内をする予定です。選考に合格した方の中から時間講師として任用されていくことになります。

講師の任用は、欠員が生じた場合等、必要に応じて行います。このため、選考に合格した全ての方が任用されるものではありませんので、御承知おきください。

（2）任用期間

任用の事由により異なります。

時間講師の任用期間は、任用事由（教科編成上の端数時数、病気等の臨時的欠員等）により異なりますが、時間講師の任用は年度ごとに決定されるため、最長1年を超えない範囲となります。

また、任用事由は期間途中で消滅する場合があります。その場合は、任用根拠が消滅するため、時間講師の任用について、任用期間の短縮や時数の減少が生じますので御留意ください。

（3）勤務時間

勤務時間は、教科の授業その他の教育委員会が定める授業に要する時間、教育委員会が定める授業の実施に付随する業務に要する時間、教育委員会が定める基準により研修の命令を受けた時間となります。

1週間当たりの勤務時間は26時間以内、1日当たりの勤務時間は8時間以内となります。

（4）報酬等

勤務時間数に応じて支給します。

1時間の報酬単価は、2,030円から3,630円までです。（令和8年4月1日現在。経験区分による。）

※交通費は通勤及び勤務の実情に応じて別途支給します。

※期末手当・勤勉手当は、基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、所定の要件を満たす場合に支給します。

（5）休暇制度

任用の条件にもよりますが、年次有給休暇、夏季休暇及び慶弔休暇等の休暇制度があります。

OTEPRO（ティープロ）による折衝支援（公財）東京都教育支援機構（TEPRO）では、学校の負担軽減のため、依頼を受けた学校に臨時的任用教職員及び時間講師の紹介を行っております。

学校からの連絡を待つだけではなくTEPROからも学校をご案内させていただいておりますので、希望される方は是非東京都が実施している名簿登載選考にお申込みください。